



<< 日本に上陸するための在留資格例 >>

(1) 専門的・技術的分野

その範囲は「産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して個々の職種毎に決定

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、システムエンジニア等のエンジニア 企画、営業、経理などの事務職、英会話学校などの語学教師、 通訳・翻訳、デザイナー
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者（上記の在留資格に同じ）
技能	外国料理人、外国建築家、宝石加工、パイロット、スポーツ指導者
教授	大学教授
経営・管理	外資系企業の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、会計士
医療	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師
研究	政府関係機関、企業等の研究者
教育	高等学校・中学校等の語学教師

(2) 技能実習

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格を付与

(3) 特定技能

平成30年12月公布の改正入管法により、特定の産業分野で相当程度の知識又は経験又は必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

(4) 特定活動

法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

(5) 身分に基づき在留する者

「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等
これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能

(6) 資格外活動（留学生のアルバイト等）

本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動

●●ワンポイント●●

在留資格は、大きくは4つのカテゴリに分けられます。

- ・「就労できるもの」
- ・「条件付きで就労できるもの」
- ・「基本的に就労不可」
- ・「身分・地位に基づくもの」

「就労できるもの」の在留資格は、職種・業務内容に対し付与されます。
例えば、「教育」の在留資格で、「投資・経営」の業務はできません。

「就労できるもの」の在留資格には、それぞれ学歴・職歴などの要件がある場合があります。
よって、対象の在留資格について履歴書等で要件の適合性を確認する必要があります。

詳しくは、外国人雇用企業相談窓口までお問合せください。

より詳しい相談を希望される場合は個別形式の相談をご利用ください。＜要予約＞

外国人材雇用相談 申込書



058-278-1148



E-Mail

kigyo@jinzai-gifu.jp

メールの本文に申込書の内容を直接ご記入ください。

申込日 年 月 日

企業名								
ご連絡先	申込者名	役職				TEL		
		氏名						
	E-Mail							
相談希望日	第1希望日	丸をつけて下さい。		第2希望日	丸をつけて下さい。		第3希望日	丸をつけて下さい。
		午前の部			午前の部			午前の部
		午後の部			午後の部			午後の部

※ご記入いただいた個人情報適切に管理し、当センターの事業運営のためにのみ使用します。

岐阜県中小企業総合人材確保センター

岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階
TEL 058-278-1146 FAX 058-278-1148
E-Mail : kigyo@jinzai-gifu.jp

お問合せ



ジンサポ!ぎふ